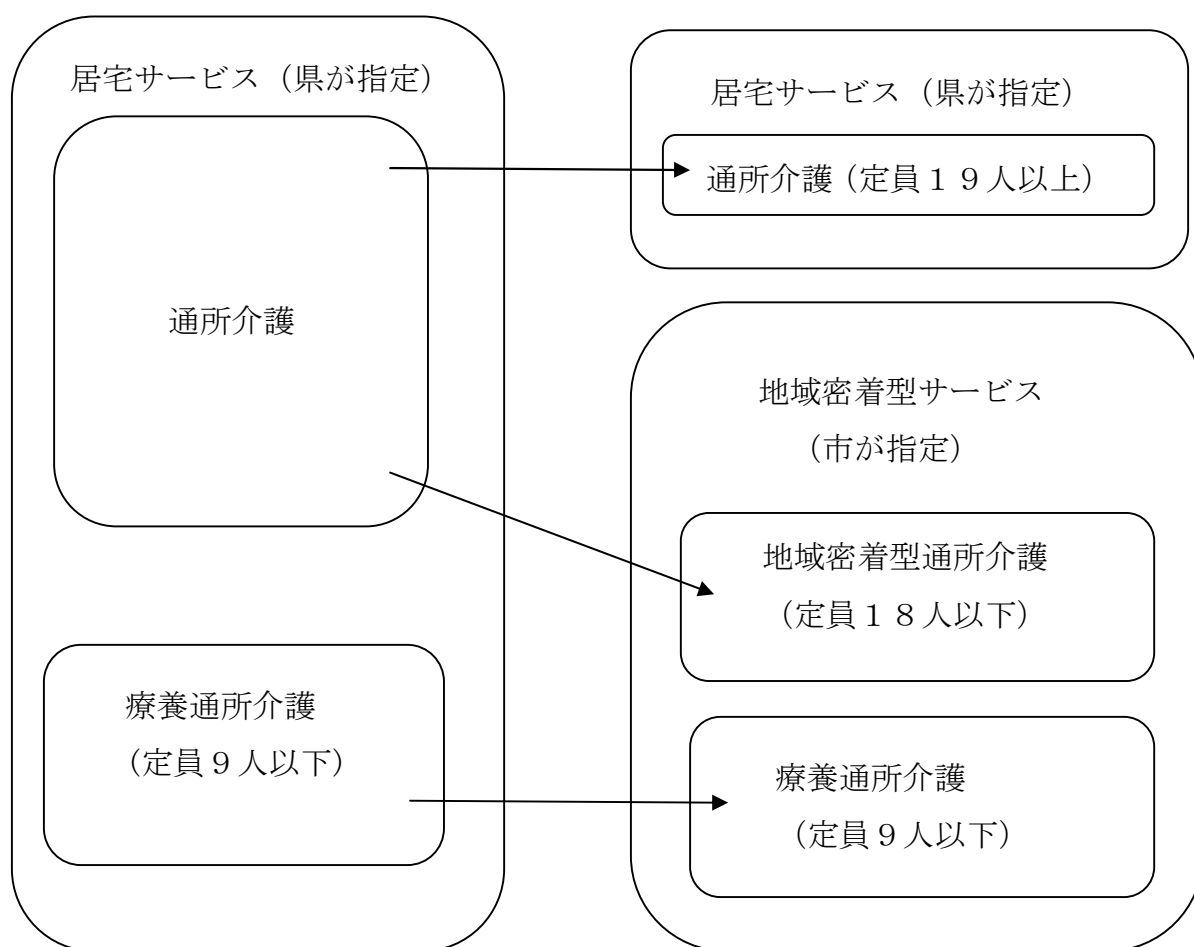


小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について

- 1 介護保険法の改正により、平成28年4月1日から通所介護事業所のうち、小規模な事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスを提供していることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、地域密着型サービスに移行され、市が事業所の指定等を行うこととなった。

【改正前】

【改正後】



- 2 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行期日は平成28年4月1日であるが、同日から1年を超えない期間内において条例を改正するまでの間は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）を適用することとする経過措置が設けられている。